

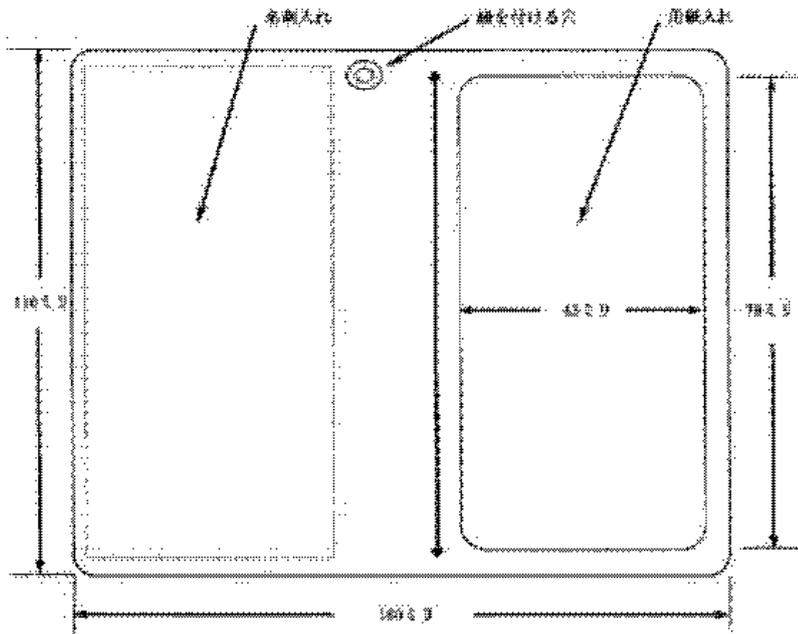
別記様式（第十六条関係）（平一九法省令二二・全改）

- 一 証票は、表紙及び用紙をもつて一組とする。
- 二 証票の表紙は、チヨコレート色革製とし、表紙の中央上部に五三の桐を、その下に公安調査官の文字及び表紙の枠をそれぞれ金色で表示し、内側に名刺入れ及び無色透明のプラスチックの用紙入れをつける。
- 三 用紙はプラスチック製とし、縦八六ミリメートル、横五四ミリメートルとする。
- 四 用紙の表面の中央上部に公安調査官の証の文字を表示し、脱帽上半身の写真を印刷し、ホログラムをはりつけ、証票番号、官職、氏名、生年月日、貸与日、有効期限及び次の証明文を記載するとともに、公安調査庁長官の官職印の印影を印刷する。  
「上記の者は、破壊活動防止法、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律その他の関係法令に基づき職務を執行する権限を有する者であることを証明する。」
- 五 用紙の裏面に注意事項を記載する。
- 六 前各号に定める形状、寸法及び様式は、付図のとおりとする。

付図

（証票表紙表）





(証票開披図)

Form for the Police Investigator's Certificate (公安調査官の証). The overall dimensions are 54 mm in width and 86 mm in height. The form includes a title, a seal area (写真), and fields for certificate number, name, date of birth, date of issue, and expiration date. A note at the bottom states that the holder is authorized to perform duties under the Police Act and other laws.

公安調査官の証

写真

証票番号 第 号

官 職

氏 名

生年月日 年 月 日

発 行 日 年 月 日

有効期限 年 月 日

上記の者は、破壊活動防止法、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律その他の関係法令に基づき職務を執行する権限を有する者であることを証明する。

公安調査庁長官 印

(用紙表)

注意事項

1. 証書の取扱いについては、物品検査官とし、他人に貸与したり、他の目的のために使用してはならない。
2. 証書を破損し、又は紛失したときは、直ちに所属先へ届け出なければならぬ。
3. 新たな証書を交付されたとき、退職等により公安職実質身分を失ったときは、速やかに所属先へ証書を返納しなければならない。
4. 官職上の発動後がその本人のたいものは、無効とする。